

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成27年10月8日

証拠説明書(A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第63号証

証拠の標目	平成26年度原子力総合防災訓練の実施結果について (内閣府ホームページ http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/03_h26jisshi_sougou.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年12月24日
作成者	内閣府政策統括官(原子力防災担当)
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、平成26年11月2日及び3日に本件原子力発電所で実施された原子力総合防災訓練(原子力災害対策特別措置法13条1項に基づき、国が主催。準備書面(14)第4章第6参照)の実施結果について取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、上記訓練について、「TV会議等の回線の不具合の発生や悪天候による現地派遣要員の移動手段及び住民の避難手段の変更を余儀なくされた事態が発生したが、それぞれ代替手段を確保して実行した。」とされていること(準備書面(17)第2章第3の2(22, 23頁):本書証2頁)を明らかにする。</p>

乙A第64号証

証拠の標目	平成26年度原子力総合防災訓練 実施成果報告書 (内閣府ホームページ http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/03_h26seika.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月
作成者	内閣府政策統括官(原子力防災担当)
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、平成26年11月2日及び3日に本件原子力発電所で実施された原子力総合防災訓練(乙A63参照)の実施結果について取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、上記訓練において、「緊急時モニタリングの実施及びその結果を踏まえ、防護措置の実施を判断する基準(OIL)に基づく一時移転、さらに避難退域時検査を実施するとともに、これらを実施するための手順を確認した。」とされていること(準備書面(17)第2章第3の2(22, 23頁):本書証11頁)を明らかにする。</p>

乙A第65号証

証拠の標目	石川県志賀オフサイトセンター
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成27年8月
作成者	石川県危機管理監室危機対策課
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、石川県志賀オフサイトセンターの概要について取りまとめたパンフレットである。</p> <p>本書証によって、石川県志賀オフサイトセンターについては、平成27年8月3日に本件原子力発電所から約8.7キロメートル離れた位置に移転しており、新たなセンターは従来の約1.7倍のスペースが確保され、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、免震構造を採用し地震対策に配慮するほか、放射性物質を除去する空気浄化フィルターを導入するとともに、コンクリート壁を厚くするなど放射線防護対策も強化されており、さらに、国、県、関係市町村等が参加する原子力災害合同対策協議会や緊急時モニタリングセンターの設置スペース、プレスルーム等が新たに設けられていること（準備書面(17)第2章第3の2（23頁））を明らかにする。</p>